

神奈川県労働局発表

平成29年8月28日

(担当)

神奈川県労働局労働基準部賃金室

賃金室長 中川 伸人

賃金指導官 中原 隆之

TEL 045-211-7354 (直通)

神奈川県最低賃金26円の引上げ（続報）

— 神奈川県最低賃金審議会が答申 —

神奈川県最低賃金審議会（会長 盛 誠吾）は、神奈川県労働局長（姉崎 猛）に対し、神奈川県最低賃金改定にかかる答申要旨に関する異議申し出について、答申どおりとすることが適当であるとの答申（別添参照）を行った。これにより、ただちに公示手続を進め、平成29年10月1日から以下のとおりとなる予定である。

○ 時間額	956円	（現行 930円）
○ 引上額	26円	
○ 引上率	2.8%	

*最低賃金法（昭和34年法律第137号）には審議会から意見の提出があったときはその意見を公示しなければならない旨定められており（第11条）、この規定に基づき異議申し出があったときは、局長は最低賃金審議会に意見を求めなければならない（同条第3項）、審議会意見が提出されるまでは改定決定が出来ない旨定められています（同条第4項）。